

会 議 録

会議名 (審議会等名)	平成26年度 第4回 川西市男女共同参画審議会		
事務局 (担当課)	こども家庭部 こども家庭室 こども・若者政策課 (内線3442)		
開催日時	平成26年12月20日(土) 10時00分～12時00分		
開催場所	川西市役所 7階 大会議室		
出席者	委員	梅野 高明 委員 大崎 淳正 委員 黒田 美智 委員 高島 進子 委員 西尾 亜希子 委員 真鍋 由美子 委員 山田 学 委員 和田 聡子 委員 (五十音順)	
	その他		
	事務局	こども家庭部長 中塚 一司 こども家庭室長 山元 昇 こども・若者政策課長 井口 俊也 同主査 鳥越 永都子 同主事 中村 陵 (指定管理者) 男女共同参画センター センター長 三井 ハル子 藤森 啓子	
傍聴の可否	可	傍聴者数	7人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	議題1 川西市男女共同参画条例(仮称)について 議題2 その他 ・次回審議会の日程調整について		
会議結果	別紙のとおり		

審 議 経 過

【事務局】ご案内しておりました時間が参りましたので、「平成26年度第4回川西市男女共同参画審議会」を開会させていただきます。皆様、本日は土曜日のご多忙にもかかわらず、お集まりいただきありがとうございます。また、まだお見えでない委員もおられますが、すぐにお越しになるものと思います。

(資料確認)

続きまして、本審議会の録音についてですが、会議録の作成を迅速また正確に行うため、ICレコーダーによる録音をさせていただきますことをご了承いただきたく存じます。

審議に入ってください前に、事務局から2点お知らせがございます。1点は、今後のスケジュールについて、もう1点は、市の組織改正についてでございます。まず、今後のスケジュールについて、男女共同参画条例の制定に向けてご審議を頂いておりますが、ご意見を頂戴し審議が終了しましたら、答申というかたちで市長に答申をしていただく運びとなっております。それを受けまして、市議会の方にも説明をさせていただき、ご意見を伺ったあと、パブリックコメントを実施する予定となっております。パブリックコメントにつきましては、概ね30日間を予定しております。そのあと、頂いたご意見等を踏まえ、再度修正の是非等を検討させていただき、必要な部分は修正をさせていただいた上で、この時点でもう一度市議会にご説明をする予定となっております。更に審議会の方にもご説明をさせていただいたあと、条例案という形で取りまとめし、市議会の方にご提案させていただき運びになってこようかと思っております。市議会のスケジュールについてですが、通例で言いますと年4回の開催が予定されております。年度を明けますと、来年度6月、9月、12月、3月と年4回定例の議会があり、早ければ6月の市議会にという目途を立てて取組みを進めさせて頂いているところです。今、申し上げましたのはあくまでも予定案ですので、今後の事情によっては変わってくる可能性もございます。それを踏まえまして、審議会の方につきましては、今回開催をさせていただき、一定の集約を図れるようでありましたら、先程申し上げました答申という手続きを進めさせていただきたいと考えております。しかし、やはりもう少し議論を深めていった方がよいという場合には、大変申し訳ございませんが、年明け早々の1月5日午後6時から審議会の開催をさせていただきます。本日の協議で、一定の結論を頂けましたら、1月5日は開催致しません。5日の日程調整については、事前にお伺いもさせていただきました。皆様ご多忙ということで、その日ご都合が悪いというお答えも頂戴しておりますが、この日程が一番多くの委員の方にご出席いただける日程ということですので、ご都合の悪い委員様につきましては、あしからずご了承ください。

続きまして、市の行政組織の改正についてご報告致します。市議会の方でご審議頂いております。来年4月からの行政組織の改正の部分に係る条例について、可決頂いております。その中で、男女共同参画に関わります所管につきまして、来年4月から変更がありますのでご説明させていただきます。現在、こども家庭部こども・若者政策課の方で所管をさせていただいております。男女共同参画に関する事務について、来年4月からは市民生活部の方で所管をさせていただきこととなっております。具体的な課の名称については、今後調整したうえで確定していくことになりま

すが、現在のところは人権推進室人権推進課で所管する予定で調整を進めさせて頂いているところ
です。この組織の改正についてですが、こども家庭部が、来年度から教育委員会の中に位置づけが
されてまいります。ご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、来年度から子ども・子育て支援新
制度が実施され、子ども・子育て支援に関する制度、仕組みが大きく変わっていきます。その中で
就学前の子どもの所管の一本化を図っていく必要があるということで、やはり子どもは幼稚園、保
育所、認定こども園に行った後、小学校そして中学校へ行って、中学校を卒業すれば、若者になっ
ていくという過程があり、子どもの成長、発達を見据えた場合、教育委員会の中にこども家庭部を
位置づけて、子どもの視点に立った一貫した施策の実施が出来る体制が望ましいということで、教
育委員会の中にこども家庭部を位置づけ、名称もこども未来部に改めまして、就学前の子どもの所
管について、1つの課で担当をしていくという形での組織の改正が予定されているところでござい
ます。組織をこういった形に変更していくにあたり、男女共同参画をこども家庭部の方で所管して
おりますので、そこを引き続き教育委員会の中で担当させていただく方が良いのか、それとも市長
部局の相応しい部署で担当する方が良いのか検討させていただき、教育委員会の中に位置づけるの
は少し馴染まないのではということで、やはり人権の視点というのは非常に男女共同参画に深い関
わりを持つということですので、市民生活部の人権の所轄をしている部分に位置づけるのが最も適
当ではないのかという判断をし、来年度から人権推進課の方で所管をさせていただく予定としてお
ります。来年度から所管が変わることになりますが、今まで大切にしてきました男女共同参画社会
を実現していこうという姿勢、あるいはご審議いただいております男女共同参画条例を制定してい
く方向性でありますとか、そういう部分については変わることなく引き継ぎし、ますます推進をし
ていきたいと考えておりますので、ご理解いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ
まして冒頭の説明とさせていただきます。

それでは、ここから会長に議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】おはようございます。今の事務局からのスケジュール並びに行政の組織改正についてのご
説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

【委員】パブリックコメントの行い方について質問します。やはり市民の方に周知していただくとい
うことには、市の広報に載せてパブリックコメントを行うという日程調整をしていただかないと、
広報に載らないままパブリックコメントが始まってしまいます。先ほど言われていたように30日
という期限がありますので、ホームページに載っていますという説明を時々なさいますが、そうい
う事ではなくて、参画と協働のまちづくりという点では、6月議会を目途にとお話がありましたの
で、時間はまだまだありますので、急いではなくて十分に市民の方に周知徹底していただいた後
に意見を集約していくかたちでこの条例が出来ていくということをお願いしておきます。

【事務局】広報誌の方には、掲載させていただく方向で現在調整しております。

【会長】それでは、協議事項の1、川西市男女共同参画条例（仮称）について議論したいと思います。
事務局の方から資料についてご説明をお願いします。

【事務局】それではご説明させていただきます。では、資料1をご覧ください。前回の審議会にお
きまして、委員の皆様からのご指摘、ご意見を受けました点について資料1にまとめております。

前回の審議会の録音を聴いて書いておりますので、ご意見の内容等で誤りがございましたら、後でご指摘ください。

次に資料2をご覧ください。資料2の左部分は前回の審議会で皆様にお示しした資料です。右側がそれ以降に変更したもので、修正した部分に下線を入れております。前回ご指摘いただいた箇所や、事務局で修正した箇所、また、庁内から意見を受けて修正を加えた部分があります。順番に説明させていただきますが、解説部分の単に文法的に修正を入れた部分などの説明は、省略いたしますのでご了承をお願いいたします。

まず、条文1の目的ですが、元々、条文4～8において、市の責務、市民、事業者、教育関係者、市民公益活動団体は役割で規定しておりましたので、条文、解説もそのように修正しております。

次に条文2の定義におきまして①男女共同参画では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に」の「もって」という言葉がわかりにくいとのご指摘をいただきましたので、その部分を「確保されることにより」と修正しています。また、解説において前回の参画の定義に、「単に参加するだけでなく」という説明がありましたが、庁内より「参画」と「参加」使い分けがわかりにくいと指摘がありましたので、「参画」の定義を修正しています。次に②市民の解説ですが、前回の審議会にいただいた、より広く意味を持った解説に修正しております。次の③事業者の解説は、⑤の市民公益活動団体との違いを明確にするために、事業活動を営んでいることに限定した解説に変更しました。⑥のセクシュアル・ハラスメントの解説では、前回の「環境が不快になること」から「環境が害され、その場に関わる人々が不快に感じる」と修正しています。⑧の性同一性障害では、「ジェンダー・アイデンティティ（性自認）という2つの側面があり、生物学的性別と自らの性別に対する認知であるジェンダー・アイデンティティが一致していれば、性別にこのような2つの側面があることには気づきません。」と修正しています。⑨の積極的改善措置の解説は、「男女の能力が同等であれば」という言葉を入れてはという御意見をいただきましたので、「男性の比率が高い場合、審議会等で女性委員を積極的に登用することや、男女の能力が同等であれば女性を昇進させるなどの措置を行うことをいいます。」に修正しております。

次に条文3、基本理念の「①男女が個人としての尊厳が重んじられ～及びその他の人権が尊重されること」の一文ですが、「その他の人権」を「をはじめ、あらゆる人権」などに変えてしまうと、この条例が人権の全てを謳っているようにとられるのではと考えました。実際に国の男女共同参画社会基本法の解説では、その他の男女の人権の解説について「具体的には、生命、自由、幸福追求に対する権利や奴隷的拘束がなく政治信条の自由が確保されること、などが考えられる」という日本国憲法に基づいた解説となっています。各市の条例でもこの部分を謳っていない市が多く、謳っていても解説では触れていない市もあります。事務局としてもこの①の基本理念にのみ男女共同参画をこえた大きな人権的な意味合いを持たせることはどうだろうか、ということでこの部分を削除しました。

続いて4市の責務の条文の(3)の二重線部分、に市は、国、県及び他の地方公共団体の「県」の部分を追加しています。

条文5から8は大きな修正はありません。続いて9性別による権利侵害の禁止では解説部分を追加しています。

条文10から15につきましても修正はありません。条文16活動への支援の解説は市が行うことができる支援について、追加で記入しています。

条文17教育及び学習の機会の解説は、前回ご指摘いただきましたように、「男女共同参画の理念

を理解し、それに基づいて啓発と実践に努める」と修正しています。

条文18防災の分野における施策の推進では、前回、減災の視点が必要ではとのご指摘をいただきましたので、条文にも減災の言葉を挿入し、また、解説におきましても男女共同参画の視点が必要であるという事を記載しました。この条文、解説については、川西市の防災担当所管である危機管理室からも意見をいただき記載しています。

では、資料1に戻っていただけますか。

前回の審議会でご意見をいただいた一覧ですが、この中で、条文、解説に反映できなかったことが4つ含まれていますので説明いたします。1の「差別的取扱い」を「差別的扱い」ということですが、「差別的取扱い」という文言は「男女共同参画社会基本法」だけでなく、「男女雇用機会均等法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」など色々な法律やその解説で使用されていますので、それらと合わせたいと考えます。

8については先程、基本理念の中でご説明したとおりです。

次に10の「正当化し」、や「策定し」の「し」はいらぬのでは、という御意見ですが、総務課にも確認しましたが、絶対にこのように表現しなければいけないという決まりもなく、文法的にはどちらも合っていると思いますが、正当化するや策定する、というように動詞として使用する場合は、川西市では条文でこのように「何々し」と記入して次の文章へと繋げていますので、修正を加えておりません。

次に14のワーク・ライフ・バランスに括弧書きで日本語と並べてはどうかという御意見ですが、定義の中で意味を説明していますので、括弧書きと並べて書く必要はないということで修正を加えておりません。

続いて、資料3をご覧くださいいただけますか。

資料3は、実際に議員協議会やパブリックコメントをいただく際に見ていただく書式となっています。本年度5月に開催した第1回目審議会におきまして、委員の皆様にご審議いただきました前文につきまして、今回合わせて入れております。

その時にお示ししました事務局の前文案を基に、いただいたご意見の中で反映できる文言について変更や挿入した前文となっていますので説明します。

まず、議員協議会やパブリックコメントにおきまして、間に段落を入れた方が読みやすいという御意見をいただきましたので、そのように変更しております。内容の変更については、第2段落の私たちのまち川西市は～「歴史を刻み」という挿入、第3段落の「社会慣行が依然として存在し、多くの課題が残されています」への変更、最後の第6段落の「ここに私たちは、性別にかかわらず自らの尊厳に気づき、多様な価値観や生き方を認め合い、様々な世代・考え方が集い合い、「このまちに住んで良かったと誰もが実感できる社会」を実現するためにこの条例を制定します。」への変更など、委員の皆様からいただいた意見を反映したものとしております。

ただ、前文の審議の中で皆様から意見をいただいた、「自らの性自認に基づく多様な生き方が国内外で市民権を獲得しつつある時代、わたしたちは男性、女性の性別やそれに基づく性別役割分担を偏重する世界」という文言ですが、事務局の方でも議論を重ねてまいりました。条文とのバランスや市として性自認に対してどこまで踏み込んで謳えるかを考え、事務局案をまとめさせていただきました。説明は以上で終わらせていただきます。

【会長】ありがとうございました。これまで何度か審議会を開催してまいりまして、皆さんの意見を本当に一生懸命汲み取って、資料を作ってくくださったという思いがございましたが、まだこうした

いということで、できれば今日ぐらいでまとめあげたらいいなと思っています。まず資料1について質問・ご意見はございませんか。

【委員】とてもよくまとめていただいていると思っておりますが、やはり憲法に則ってというところで成り立っていくというときに、8番の「及びその他の人権を」というのを、「あらゆる人権に」という文言にしてはどうかということで、「及びその他の人権が尊重されること」という文言が削除されている。その説明でいくと、元々の憲法に則ってこの条例を作っていきますという所が狭義になっていくのではないかとということをお察しています。最初に説明がありました所管事務の異動のところでも、人権推進課が悪いとは思っていません。ただ、取扱いがオール川西としてやっていくものだというところから、その施策の一部であるというイメージを持たれるというのは残念な部分があるので、前回議論をした中で削除になってしまっている部分に引っかかりがあるので、その点をこの場で議論していただければと思っています。

【会長】他にご意見ございませんか。

【委員】ここについては事務局の説明のとおりで、他の法令との整合性を見たうえで、この男女共同参画の条例の中で広げてしまうのは合わないという説明で私は納得しております。前回議論が深まった部分はここではなくて、性別、性差の部分で議論が進んだので私はそこに早くいきたいと思っております。

【会長】事務局の方からもう一度説明願います。

【事務局】前回の審議会でのご意見を受けて、基本理念におきましては事務局の方で男女共同参画社会基本法を置いた上で考えていきました。その中で、ご指摘を受けてもう一度市民目線になって条文を読んだ時に少し引っかかりがあり、なぜここだけ意味が膨らんでいるのだろうという印象を受けました。その疑問点から始まり、この数年間で策定された他の各市の男女共同参画の条例を読む中で、やはりその部分を除いているところが多いということと、ここまで大きな意味を基本理念の1にだけ持たせるというのは、市民の立場で読んだ時に、なぜここだけ広がっているのだろうという思いがありましたので、事務局の中で提案させていただいて、この案の中には削除した上で皆様のご意見をいただきましたたく、このような形で提案させていただきました。

【会長】人権の尊重っていうのは条例全体に渡って語られているという、基本理念のことなので入れて欲しいというのもあると思いますが、特に全体の基本的な言葉なんですよ。

【委員】人権に違いがあるのかというところで、「その他の人権」とは何かと議論になった時です。前文のところでもとても丁寧に書いていただいているので、絶対ここはなくしてもらっては困るということはない。ただ、削除になってしまうことで広義としての人権という捉え方の男女共同参画という部分でいきたい部分と、広がり過ぎてよく分からないということも理解はしています。ただ、色々なかたちで男女共同参画の条例が狭くなり、条例化していく中で、条例だけできて実効性のないものにならないように議論をし続けていかなければならないという意味合いで意見を述べさせていただきました。

【会長】 そうでしたら、今のご意見を参考にして事務局で再考してください。人権の問題に焦点があたらなくなるという心配はそれほどないと思いますけど、審議会として心しておきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。委員が言われたのは何番に関わりますか。

【委員】 全体に関わってくると思います。2定義の⑧の「性同一性障がい」、性的なマイノリティーのところでは前回議論が非常に盛んになって、男女の性差以外に、性自認の問題にまで踏み込んで話が出来ました。これは我々の議論が深まったという認識がありましたので、ここにおいて、解説の中で生物学的な性の差と、性の自己意識が一致しない場合と非常に広がって解説がありますが、条文に収まった場合には、条文の文底、文の外にはその意味が垣間見えますが、事務局が踏みとどまって男女共同という従来の男女の性差など述べられていましたが、せっかく議論が深まってこの条例が出来たと、5年、10年先に性的マイノリティーという文がなくなっているだろうという議論が深まっておりましたので、ここでは「性別」という言葉の解説で、「性別には生物学的な性差以外に意識的な性差もある」という定義を行うことで性別ということに男女以外の性差もすべて盛り込むことが出来て、条文としては変わったものになるかと思います。今の場合では、解説の中にしか性差と性意識の差というのが盛り込まれていない。実際には条文の底には流れている潮流が見えますけども、もうひとつ持ち上げて、性別自体の定義を広げたものにする。この条例の前文の中に性別が1回出てきますし、3の基本理念の1にも性別、2にも性別、5の互いの性に対する理解ということで、性別という言葉の定義自体をもっと広く深くした形にすると男女共同参画事業の意味合いと提唱としての意味が非常に広がるんですね。今の男女参画条例の性別というのは、どこまでも男女という言葉が基本であって、少し踏み込んで解説の中で性同一性障がいの解説の中で生物学的な性とは別に、性意識が一致しない方もいるし、そういう方の人権も守らないといけないということは条文の中にはありますが、もう一つ上に押し上げて、「性別」自体がもっと広い意味での定義をしてしまうとすれば、事務局が少し後退して男女の部分を中心にと言われましたけども、条文の全体の中に「意識的な性の差」の部分まですべて含むことが出来ると思えました。

【会長】 そうすると、解説の文章を修正するということですか。

【委員】 そうですね。

【会長】 結局性的マイノリティーの問題はやがて大きな問題になっていくであろうから、その問題にも触れましょうかということから、前回の審議会でも取り上げようとなったわけですけど、私はジェンダーという概念が出てきて、男女というものが男性女性という2つの理念的な人間像に分けられて、それにいろんな文化的な思い込みが付加されて、女性と男性の性別役割のような社会が固定化していった。そういうものを壊していく為にジェンダーという概念があるわけですけども、そのジェンダーを考えていく中で、実は理念系的な男性・女性というような人間のことを考えていく中で、もっと実は男女は混合しているような性だってあるんだよということを認識されていったと思うんです。ですから私は最初に問題定義されたときに、ジェンダーの概念が拡大されてきたという意味の問題が出てきた。結局、性の多様性ということが認識されてきたということをもう少しきちんと書いてはどうか、というふうに受け取りました。その性マイノリティーの問題、それ自身の問題について踏み込んだことは書いて、全体的にはどれくらい認識が広まっているかということ、一

部の意識されている方たちの間ですから、それよりもジェンダーの立場から、男女共同参画の問題から性の多様性という事が今日発展されてきた、浮上してきました。そういうことでよろしいですかね。前文も、全面に出さないで書いているという感じがしますが、どうぞご意見出してください。

【委員】まず、委員が言われたことはもっともだと考えておまして、私の理解では委員は、性別にかかわる定義の項目をもう1つ増やして、そして性別というものに生物学的な意味合いと、ジェンダーと言われる、一般的には社会的・文化的性と理解されていますが、そのことに関して項目を増やしたらどうかと。そこで、項目を増やして説明することによって、その性別というものが従来の生物学的な性という理解に留まらず広い意味で理解されるから、そうすると条文の理解が変わってくるのではないかという意見ですよね。ですので、私もまったくそのとおりで考えておまして、性別というものに関して定義をする、解説をする、その項目を増やしたらどうかと考えています。これに関しては従来の生物学的な性別と社会的・文化的な性別の二つあるという議論についても議論が深まっているので、それが「アジアの中のジェンダー」という本があるのですが、その第1章で説明しておりますので男女共同参画センターにありますので見ていただけたらと思います。それが1点。あと3点ございます。

先ほど委員が言われた「及びその他の人権が尊重されること」の削除に関しましては、私自身はつけなくてもいいと思っています。ここに付けるくらいだったら削った方がいいと考えております。もしも、その他の人権の話の基本理念の文頭に「人権には〇〇のような人権があります。」と事務局が生命や自由についてお話しされましたが、そのことを説明することができて、男女が個人としての尊厳が重んじられ…と、そちらの方に狭く落としていけるのであればそれもアリかなと思っています。しかし、文の最後に「及びその他の人権が尊重されること」とあるとわかりづらくなるので、うまく説明できないのであれば削除した方がいいかなと思います。

最後に資料2の⑧ですね、性同一性障がいのお話が出ていましたが、これは前回会長が、「最近新しい言葉が使われているそうですね」と言われていました。

【会長】性別違和、性的マイノリティー、それから〇〇障がいというとなにか障がい者になってしまうから、そうじゃなくて、赤ちゃんが生まれてくる過程で、身体的な性の分化がうまくいかない。性分化疾患という言葉も使っていますね。

【委員】その言葉を存じ上げなかったのですが、私自身もあとで調べました。例えば日本精神神経学会では、性同一性障がいという言葉を使うのは、親や子に精神的な負担を与えてしまうので「性別違和」という言葉を使おうという流れになってきているようで、それは正式に発表したようです。そうなりますと、性同一性障がいという言葉に問題があるという指摘がされていたわけで、今後は性別違和や性分化疾患という言葉が使われてくる可能性がありますので、ここの定義だとか解説も変えていく必要があるのかなと感じています。それが1点です。

あと、それにも関わることですが、資料の前文の一番下の段落ですが、これは分かりづらいなと感じました。「ここに私たちは、性別にかかわりなく自らの尊厳に気づき、多様な価値観や生き方を認め合い、様々な世代や考え方が集いあい…」とありますが、順番的には、「ここに私たちは、様々な世代のなかで、性別にかかわる多様な価値観や生き方が存在することを認識し、互いに尊重することを通じて…」というふうにつなげていく方が自然な流れではないかと思います。以上です。

【事務局】ご指摘を受けた点について、まず、性別違和と会長が言われた件ですが、事務局の方でも検討しまして、県の方にも確認をしました。今のところ国、県のホームページでも性同一性障がいという文言による記載を続けており、今の段階で性同一性障がいを性別違和にということは、日本精神神経学会では診断名の訳語を変えますということで発表しているところですが、性同一性障がいという診断名を使わないということにはなっておりません。今は過渡期だと思います。この条例が施行されるまでに国、県の発表があれば市の方もその形に合わせたいと思うのですが、この解説はパブリックコメントの為に作った解説ですので、今後この条例を施行し、市民の方に向けて広げていく場合、このパブリックコメントの解説というのは基になるものですが、もっと丁寧な形で解説の方は作っていかねばと考えています。ですので、施行されるまでに国、県も性別違和という診断名を使いますということであれば、パブリックコメント後であっても正式な診断名でするので変更することが可能だと思います。また、解説の中でもそのように説明できるということを事務局の方で判断しましたので、今の段階では性同一性障がいという言葉を使っております。

それと、前文についていただいたご意見ですが、聞かせて頂いて、確かにその方が分かりやすいかなということで、順番を変えるだけで受け止め方も変わってくると思いますので修正する方向で考えていきたいと思っています。

【会長】性別違和というものが病気でないという、例えば同性愛は病気でなくて、本人の責任ではないということだと思います。それを障がいと言ってしまう社会が問題だと。言葉を使う時に、どうしたらいいかは難しいですけど。性別違和という場合は精神医学の先生方は、本人が違和を感じているというところに重点をおいているんですね。

【委員】会長が言われたように、心と体の調和が大切です。それが本人の責任でもないですが、障がいという背景には心と体が一致しているのが正しい、正常だという考え方があるために障がいと呼ばれます。やはり、子どもが障がいと呼ばれることによって、本人がものすごく傷つきます。それを回避するために性別違和だとか、アスペルガー症に変えろとか、障がいという言葉を変えていく方向にあるらしいですね。ですから、事務局が説明された理由で、性同一性障がいを川西は使い続けますとおっしゃるのも分かるので、それはそれでいいのかなと思うのですが、やっぱり会長が言われたように、最近はそのような問題があるから性別違和だとか、そういう動きもありますといった解説があった方がいいのではと思います。

【会長】資料2の⑧に議論で出たような事を追加した方が良いですか。言葉というのはかなり意識を反映するものですからね。この過渡期中で、いろんな新しい言葉が出来ていて、それを考慮して解説を工夫していただければいいと思います。

【委員】今ちょうどインターネットのサイトを開けましたのでお伝えします。九州大学の先生が、日本精神神経学会に所属されているそうで、その先生の解説によりますと、パニック障がいはパニック症、性同一性障がいは性別違和と呼ぶようになっていくと。言語障がいは言語症と呼ぶようになってきている。その新指針を出したということです。その理由としては4つあって、1つ目は、より分かりやすく患者の理解と納得を得られやすいということ。2つ目は、差別意識や不快感を生まない。3つ目は、国民への認知度を高めやすくするため。4つ目は、アルファベット病名はなるべく使わない。そういうことがあるそうです。

【会長】他にありませんか。資料3からでも構いません。

【委員】先ほどの性別についての事務局の回答がなかったので確認をしておきたい。性別について、新たに項目を設けて広げた意味にしておくということへの回答をお願いします。

【会長】先ほどの性的マイノリティーの問題と関わって、私はこの資料3のところで問題を直接出すような意見も出ましたけども、条例の中でポイントに挙げたらいいということで、私は書かない方向でもいいかなと思いました。その場合に、でも少しその痕跡を残したいと考えまして、資料3のところを「こうした状況を踏まえ、男女の区別なく誰もが社会の対等な構成員として」としたら性同一性障がいの問題にも触れたという痕跡を残すことができると思っています。だから、理想的な男性100%、女性100%ではなく、揺らいでいる性の在り方がありますということを経済で認知すべきだというつもりで、男女の区別なく誰もが社会の構成員としてという言葉を入れたらはっきりすると考えています。

【委員】その表現では前文に入れる言葉が分かりにくくなると思いますので、性別の定義という部分を思い切り踏み込む必要もなく、ちゃんとこの議論の痕跡が残ればいいですから、性別は従来の男女の性差だけにはとどまらず、現在にはこういった考えがありますということで、条文全体にその意識を込めることが出来るだろうと考えているわけです。世の中の流れとあまりにもかけ離れた男女共同参画条例にするつもりはありませんので、実際に踏み込んだところまでありますよということをきっちり押さえた条文にしておく必要があると考えています。

【委員】性同一性障がいと積極的改善措置の間か、前後に「性別」という定義をいれて、定義の部分で生物学的な性と社会的・文化的な性の解説を事務局は入れられないのでしょうか。しかし、市民の方がまずそこまでついてきていなかったら意味がないと思います。そういう意味ではパブリックコメントには解説を入れないと納得、理解を得られないのではないのでしょうか。性別という根本的な部分をどう捉えているかというのは定義に必要だと思います。

【会長】ですから、ジェンダーの言葉の説明を入れたらそれで済むことだと思います。

【委員】セックスは、一般に考えられている生まれながらの性で決まっておき変えられないものだと考えられています。ジェンダーというのは、それをベースに社会や文化が期待する性、男らしさや女らしさですね、そういうものが生まれるというのがジェンダーだと理解されている。そうすると、社会的・文化的な性だとか期待であると理解してしまうと、男女間の支配・被支配関係だとか、優劣関係というものが出てこないのが、ジェンダーというものを「性に関する知」、知識であるとかそういったものであると理解しましょうとか、もっと社会的文化的な期待にとどまらず深く捉えましょうという動きがあるので、そこをまず事務局の方にも調べて頂いて、そのことを性別という新たな定義を設けて、別項目で性同一性障がいのことを設けられると非常にわかりやすいかなと思います。

【会長】それについては男女共同参画プランの1番後ろのところの言葉の解説のところに書かれて

いますので、それを参考にすればいいかと思います。

【事務局】まずジェンダーという言葉自体が条文の中に入っておらず、解説にしか出てきません。性別という言葉に関する定義を踏み込んで書かせていただくことについては、3の基本理念を見ていただくと、性別という言葉がたくさん出てきますが、ここの主語に「男女が」としており、性別による定義を生まれながらの性とジェンダーについて解説してしまうと読まれた方が混乱してしまうのではないかと考えておりますので、その部分に関してお時間をいただきたいと思います。

【会長】ジェンダーっていうのは単に社会的・文化的に作られた性、人間の在り方を表しているという事だけではなくて、社会的・文化的に形成された性は、実は社会構造の中で支配・被支配の人間関係を作っている基本にあるもので、性別による固定的な役割分担ですね。そういう社会を覆していく挑戦の意味までもジェンダーという言葉にはっきりと含まれていますよというところをちゃんと書いて欲しいとおっしゃっているんですね。そのことは男女共同参画プランの中の言葉の説明の中に入っていますから。それ以上のことをここで探しても混乱してしまうと思いますから。このあたりでストップしておこうと思います。その視点だけ忘れないでください。ジェンダーという言葉は非常に今までの既成の社会をぶち壊していくような力を持った言葉、そういう受け取り方をしてください。

【事務局】今ご議論頂いているのは資料2の⑧の部分の解説に、性別の定義でありますとかジェンダーについての解説でありますとか、先程ご議論いただいた性別違和の解説でありますとか、そういったことを加えて市民の皆さんがパブリックコメントなり、ご議論いただくときにより分かりやすくしていこうという趣旨でよろしいでしょうか。

【会長】性別違和や性同一性障がいというのは括弧して、今はこういう言葉にも移行しつつあります、みたいな表現にするだけでよいのではないのでしょうか。そこまで議論をしたことを記録として残せればと思います。それ以上のことを条例で深く入っている市は他にないと思います。県でも入っていないと思います。

【事務局】今ご議論頂いている内容を加味して膨らませていくのは我々も必要であると思っております。⑧の解説のところの説明文を入れたほうがいいのか、それとも全体にかかわる部分もありますので、どこか別のところ、あるいは全体を通してという形で入れた方が良いかは検討させていただきます。ご議論頂いている部分についてはなんらかの形で説明を盛り込んでいく方向で検討させていただきます。

【会長】資料3についてはいかがですか。

【委員】資料3で違和感を持ったのは、前文第4段落の女性の進出が経済の成長、あるいは地域の活力にますます大きな役割を果たすとわざわざ書く必要があるのかと感じました。経済成長のために女性が進出するというニュアンスに私は取りました。結果としてはそうなるんだろうと思いますが、文章の中で述べる必要はあるのかなと思いました。また、第6段落で他の委員からも話がありましたけど、第6段落の2行目の「考え方が集う」というのは文章としておかしいと感じました。

前後しますが、第5段落2行目の「あらゆる分野」は鉤括弧ではなく丸括弧ではないでしょうか。ここに疑問をもちました。それともう1点は資料2の⑨「積極的改善措置」の修正後の解説の部分で「例えば、男女の比率が高い場合、審議会等で」とあるのですが、「審議会等で」が先ではないのか。「例えば、審議会等で男女の比率が高い場合、女性議員を積極的に」のほうがいいのではないかと。

【委員】資料3の前文4段落目について、男女の参画という事と、どのように違和感を委員がもたれたのか分からないのですが、結局、男女というそれぞれの性がある、今まで女性の社会参画が如何に遅れていたか、それによって日本経済の色々な部分で日本経済を支えてきたのは男性だといわれています。ですが、最近の少子高齢化の人口減少で女性の役割が急に重要視されるという流れではなくて、女性の社会進出が本当に大きな役割を持っているという視点は男女という労働観や社会観の中で、ひいては日本経済とか川西市の中でこういう意識を持っている方は非常に少ないと思います。専業主婦の方も多いですし、もともと女性の社会進出と経済、物質的豊かさというのは女性のウェイトという部分で、意識というのを条例に入れるというのは、非常に有効なのではないかと思えます。結果論と言うよりも、女性が社会のある部分を非常に支えているという事を少し明確に書くことは意義があるという立場です。

【委員】私も少し違和感を持ちました。社会進出というのをどう捉えるかで変わってくると思います。働いている人はそれでいいのかという部分だけではなく、歴史的な経過の中で、女性が仕事をしないで地域社会を支えてきたということがかなり大きなウェイトを占めてくると思います。でも、そのなかで女性の地位というものが、例えば、村意識の中で女はものを言うなというような歴史的な背景があり、もちろんその解決もしていきたい。でも、地域の中で女性だけではなくて、仕事をしていなくてもというニュアンスとかがあればもっと広い意味に捉えられるのかという部分があります。この矛盾を短い文章で書いてしまうと読み解けない部分がきっとあると思います。先ほど委員が仰ったことも十分理解もしています。例えば、結婚・出産というところで、女性は職場を去らねばならないということも解決していきたい。ただ、それぞれの自分らしく生きていくという状況の中での人生の選択をしていくときの在り方というようなところを本当に性差に関係なく自分らしく生きていくという部分をどう求めていくのかというところだと考えています。特に川西市の場合は住宅都市として、新しい人たちがどんどん流入してきた時に、地域の活力を出してするために専業主婦という方たちが本当に尽力していただいて今の地域社会があるという部分もあります。それこそ40年前と今とでは全く働くということも変わってきていると理解しております。

【会長】委員も同じような意見でしょうか。

【委員】委員の言われることは大賛成ですが、この文言を読めば経済成長のために女性を利用するというようにも読めなくもない。アベノミクスの女性の活用とか言ってますし、あれをパッと思い浮かべてしまい、それで違和感を持ちました。全体としての考えとしては委員が言われることは最もだと思いますし反対はありません。

【会長】私も日本経済・地域経済という言葉があまりにも突出しすぎている感じがしました。私は2つ目の段落の、「川西市は風光明媚な里山など、豊かな自然に恵まれた環境の中で歴史を刻み、有形、無形の財産を受け継ぎ、守ってきました」というところで、ただ守ってきましたというのは第

一印象で非常に保守的な印象を受けました。守ってきただけではなくて、有形、無形の財産や社会的な慣習や意識とかがあるなかで、苦しんできた人たちがいますよね、文化の中には。やはり受け継ぎながら変えるところは変えていって、創造的に変革してきたのが歴史だろうと考えると、私は、ここは「自然に恵まれた環境の中で、有形、無形の財産を育みながら歴史を刻んできました」のようなもう少し客観的、中立的な表現をしてはどうですか。「守って」という言葉だけが気になります。それから次のパラグラフの「性別による固定的な役割分担やそれに基づく社会慣行が依然として存在し」で「存在し」というのは、他の言葉と比べて浮き上がっているような気がします。「社会慣行が依然として根深く、根強く」という言葉に変えてはどうでしょうか。それで「解決されるべき問題が多く残されています」という文章にしたほうが良いという意見が皆さん方から出るのかなと思っていました。それぐらいですね。

【事務局】たくさんご意見いただきましたので、この件はもう一度事務局の方で検討させて頂きたいと思います。1点だけ、委員におっしゃっていただきました積極的改善措置の⑨番の解説についてですが、ポジティブ・アクションには様々な手法がございまして、男女間のいずれか一方が、例えば女性の比率が多いという職場もあると思いますが、この例えの場合は、主に男性比率が高い場合が多いので、この審議会等で女性を積極的に登用することと、男女の能力が同等であればという2つの文章の前に男性の比率が高い場合と両方にかかっています。

【委員】前文のところで、読みやすいようにということで段落に区切っていただいていますね。段落ごとに区切っているので、前後の文章をまとめて読んだ方が分かりやすいのということがあるのではと思います。例えば先ほどの2段落目と3段落目で、2段落目に「さらに」という形になってくると、川西市はこのような形で取り組んできたが、まだこんな課題が残っています、そして、「また」とあるので、この3つの文言は1つの段落でも読みにくくはない。逆に前後の文章を読んだ時に全体的に捉えられていくという部分があるのではないかと思います。段落分けすることでまた印象が変わるという感じがあります。そこも一考していただきたいと思います。言葉のイメージだけですが、「歴史を刻む」というのに違和感があって、「刻む」ではなく「紡ぐ」とか、いろんなことが織りなしていくというイメージの方が歴史を担いながらという方がよいのではないのでしょうか。

【会長】紡ぐというのは最近よく使いますね。きれいな言葉です。行政の文でもほとんど紡ぐですね。

【委員】前回、定義の解説⑦と⑧のところで、⑧に「男女」という言葉が入ることによって整合性が取れないのではないかという発言をさせていただいたと記憶しております。事務局に確認したいのですが、解説というのがパブリックコメントに出る文言になるのですか。

【事務局】そうです。

【委員】そのなかで、「恋人」という文言があるのですが、パブリックコメントに出るにあたって幼稚ではないかと思えます。公的なものに恋人という文言はどうかという違和感があります。先ほどから出ております⑨のポジティブ・アクションのところで、例えば以下の文言について、条例

案全体を見まして「例えば」というのがここしかない。それならばすべてに例えをつけるなり、逆に消すなりしないと公的に出て行くものとして如何なものかと思います。内容も必要ですけども、表に出て行く文章に関してもう少し議論したらいいのではないかと思います。

【事務局】「恋人」という表記についてはDV防止法の関係で、元々配偶者に限定されていたものを、配偶者に準ずる人にも範囲を広げていきたいと思いますという内容です。その「準ずる人」を恋人に置き換えているということです。そちらの方が市民の方にわかりやすいのではないかと思います。この部分もございまして、こういう表現にさせていただいています。もし審議会委員の皆様がそう思われるのであれば別の表現も検討させていただきますが、差し当たり恋人でも差し支えはないと思います。

【委員】恋人ではなく親密な関係でも通用するかなと思います。

【事務局】「例えば」の部分ですが、ポジティブ・アクションのところに限ってだけ使われているということですけども、確かにポジティブ・アクションということについては例を引いて説明をした方が、この部分についてはより分かりやすいだろうと考えましたので、非常に例外的な取扱いではあるかもしれませんが、具体例を引いて説明させていただいています。パブリックコメントに提出させていただいた際に、市民の皆様により分かりやすいだろうという説明になっております。

【委員】先ほど委員が言われた恋人について、私自身も納得する部分もありますが、一般的に配偶者や恋人は使われていると感じます。もしも変えたとしたら「交際相手」という言葉も使えるかなと考えています。あと、資料3の前文のところですが、もうちょっと文章を続けて読めばつながりも分かるのかなと。会長が言われた「守ってきた」という言葉は私もどうかと思っています。例えば「築いてきました」などにした方が良いのかなと思います。今までの悪い慣習なども変えていくということも含めて「守ってきた」という言葉は使わない方がいいのではないかと思います。あと、大事だなと思ったのは、3段落目です。ここはとても大事な段落だと思います。「さらに」は「また」に変えた方がいいと思っているのですが、「また、本市は兵庫県内でいち早く婦人センターを創設するなど、早くから男女共同参画に取り組んできました。しかし、」の方が良いのではないかと。また、「多くの課題が残っています。」と表記する方が課題意識があり良いのではないかと。次の「またに」を「さらに」に変えて、先ほど委員が仰いましたが、私自身この部分は大事なんじゃないかなと思います。というのは、日本の女性は高学歴化しているにも関わらず、第一子出産前後に6割の方が仕事を辞めてしまっている。IMFやOECDなども日本はもっと女性を活用すべきだということをかなり強く警告している。それに応えるためにも、本来辞めたくなくても辞めてしまった女性や専業主婦になるのが当たり前だと思って辞めた人が後になって後悔している女性も多いと思う。個人が健やかに生きていく為には社会がそういった女性をすくいあげて、潜在能力を活かしていくためにもこの文章は大事なところだと思います。

【会長】それではたくさんの意見が出ましたので、事務局はもう一度推敲して作文してください。

【委員】修辞法の問題なんですけども、前文は「ですます調」ですが、条文はそうではない。こういうのは普通なんですか。私が文章を作るのであれば統一します。

【事務局】参考でお手元にお配りしております、市の参画と協働のまちづくり推進条例も前文につきましては「ですます調」で、具体的な条項については違う書き方をしています。これはオーソドックスな型になっています。

【委員】3段落目が「多くの課題が残されています。」で終わります。しかし、前文の後ろの方に、新たな問題が発生して、それ以降取り組んでいくというところが読み取れないわけではないのですが、これまでの経緯で残っている多くの課題が残っているだけではなく、これからまた未来に向かって課題が発生して、それに取り組んでいかなければならないという意味合いの文言があってもいいのではないかと思います。

【委員】一般市民の目線から見て、前文が6つのパラグラフに分かれていますけども、皆さんが言われているように、起承転結で1段落目を「起」、2、3段落を「承」、4、5段落を「転」、6段落を「結」に分けたら分かりやすいと思います。それと委員が仰ったように、資料2の定義⑦の恋人という言葉に違和感を覚えました。公的文書に恋人という言葉を入れなくとも「配偶者や親密な関係にあるもの間」という言葉で代用できるのではないかと思います。恋人というと恋愛感情を思い浮かべるので、恋愛感情でなくとも本当に親しい関係も含まれると思います。この言葉は変えた方がよいのではと思いました。それと、資料1で「ワーク・ライフ・バランス」という言葉は使えないと言われましたが、やはり言葉っていうのは文化で、民族が大切にしなければならないといけないと思うので、どうしてカタカナ英語を敢えて使う必要があるのかなと一市民として思います。ちゃんと「仕事と生活の調和」というきちんとした日本語があり、日本の条文ですから、まず日本語を優先させて使っていただきたいと思います。まず日本語を使って、そのあとにカタカナ言葉を入れたらいいのではないかと思います。私自身が学校の文章なんかをみましても、例えば小学校の入学案内に、すべての漢字にふりがながふってあるのをみてびっくりしました。市民の方も必ずしも高学歴とは限らないので、カタカナ言葉が分かるのが当たり前ともいえない。だから1番分かりやすい日本語を優先させていただきたいなと思いました。セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスもあたり前のように使われていますが、これも日本語にないのであれば仕方ないですが、まずは日本語にしていきたい。

【会長】それでは時間が迫っております。ご意見はすべて出していただけましたでしょうか。本日の冒頭で1月5日に審議会を開催するかどうかということでしたが、事務局の方からお話を伺います。

【事務局】まず、本日ご意見として出していただいた部分の確認をお願い致します。順番にいきますと、資料2の定義の⑦、恋人の表記について交際相手などに置き換えてはどうかというご意見。⑧では、性別違和、性別についての定義、ジェンダーやセックスといった部分を解説の部分に入れるのはどうかというご意見。⑨では、例示の説明の仕方が少し分かりにくいということ。3の基本理念では、「その他の人権が尊重されること」といったところを、事務局案では削除しましたが、それはいかがなものかというご意見。大きな流れとしては、人権については、この条例で全体を通じて流れているものであるもので、あえてここで説明するよりは削除した方がよいのではないかと大きい方向性であったかと思えます。それと、前文の部分では、非常にたくさんのご意見を頂戴しました。まず、起承転結でまとめる案をいただきました。2段落のところでは、「歴史を刻

み」を「紡ぐ」という表現に変えてはいかがかという点。「歴史を受け継ぎ守ってきた」という部分については、歴史そのものの状況もあったという事も踏まえて「育みながら」というニュアンスの表現に変更してはどうかということ。3段目のパラグラフでは、「さらに」を「また」に変えて、文章を「取り組んできました。」として、更にそのあと続けていくという部分。「固定的な役割分担が依然とし存在し」の部分で、「根深く」とか「根強く」という表現に変えてはどうかということ。「多くの課題が残されている。」ということですが、将来的にもそういった課題が発生してくる可能性もあるので、将来を見据えたうえで取り組んでいくというニュアンスが表現できればいいというご意見。次のパラグラフでは「また」を「さらに」に置き換えて、女性の社会進出が日本・地域経済の成長のために女性を利用するというニュアンスではなく、むしろ女性がいきいきと暮らしていける社会を創造していく。そのことが結果として日本経済・地域経済の成長につながっていくんだという形で、理解しやすい形に表現を変更すること。それと、次のパラグラフでは、「こうした状況を踏まえて、男女の区別なく、だれもが社会の対等な構成員として」の部分ですね。それと「あらゆる分野…」のあとを鉤括弧ではなく丸括弧にした方が良いのか。こちらは法制的な部分で検討させていただきます。最後の部分については、全体的に分かりにくいというご指摘がありました。委員からは具体的な文章の例も提示していただいたということで、それを踏まえて更に検討させていただきたいと思っております。また、ワーク・ライフ・バランスについて、日本語に置き換えていくということです。ワーク・ライフ・バランスの部分については既にご承知通りと思っておりますが、資料2の⑩の部分で定義という形で説明を加えているところであります。条文では今後出てくる部分については、この定義に立ち戻って頂いて参照確認をしていただくという構造になっております。それから、ワーク・ライフ・バランスについては資料2の4ページの部分の「仕事と生活の調和」19番のタイトルの部分で仕事と生活の調和という形で説明させていただいている中では、ワーク・ライフ・バランスという言葉が出ています。すべてのカタカナが和製英語的な部分を推進しているような立場ではないのですが、ワーク・ライフ・バランスというものについては定着しつつあるところもございますので、そういった状況も踏まえて検討させていただきます。他に漏れ落ちがございましたらご指摘ください。

【委員】先ほど委員が言われた「性別違和」という言葉は不快感を与えることもなく、定義の⑧の性同一性障がいのところから最初から使ってはいけないのですか。国や県が使っていないからと言って、先進的な川西市として使うことはだめなのですか。

【事務局】市が制定する条例ですので、必ず国や県の言葉をそのまま踏襲しなければならないということではないです。市の方が独自で判断させていただければ良いことだろうと思っておりますが、その判断をするにあたり、その言葉がどれだけ普及しているかという視点も大事だろうと感じています。そういったところもあり、差し当たっては、一般的に使用されている性同一性障がいという言葉が条文として盛り込んでいくことが妥当ではないかと思っております。ただし、ご指摘頂いておりますように「障がい」という言葉使いはいかがかというところもございますので、そこにつきましては解説の部分で丁寧に説明させていただく方向で取りまとめしていければと、今回ご協議いただいた大きな流れであったと事務局としては考えております。

【事務局】今後の方向性につきましては、1月5日の時点で、再度修正したものをお示ししまして、ご確認いただくという部分が1つと、私どもが今申し上げました部分について事務局で修正させて

いただいたものを会長にご確認いただいて、ご一任いただくというやり方があるかと思います。そのいずれかの方法かなと考えておりますけど、何れの形にさせていただくかは皆さんでご検討いただければと思います。

【会長】 では1月5日にもう一度集まっていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】 それでは本日の議事を終了させていただきます。

【事務局】 長時間に渡り、熱心に協議いただきまして誠にありがとうございました。ではご審議いただきましたとおり、次回は1月5日の月曜日午後6時から開催させていただきます。場所等の詳細につきましては、事務局よりご案内させていただきます。次回の会議では今回ご協議いただきましたところを事務局の方で修正したものをご提示させて頂き、再度ご意見を頂戴したいと思います。次回の会議が、この条例を検討していただく最終回となると思います。申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。以上で本日予定しておりました議事についてはすべて終了させていただきます。これをもちまして平成26年度第4回男女共同参画審議会につきまして終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。